死亡した外国人に係る外国人登録原票の写しの交付請求 (亡くなった外国人の外国人登録原票 をもらう方法) について

外国人登録の制度は、2012年7月8日で終わって、2012年7月9日から新しい制度が始まりました。外国人登録原票は、出入国在留管理庁が持っています。

法律では、個人(一人の人)の情報を描せるのは、生きている人のことだけです。しかし、歯の役所のサービスで、亡くなった外国人と交付請求する人の関係が、家族やいっしょに住んでいたことが、はっきりわかったときだけ出しています。

ニシュネセンデッシ でシンデ(ニシュキセンデッシ 交付請求の手続(交付請求のしかた)については、下を読んでください。

- 1. 交付請求に必要な書類
- (1) 出入国在留管理庁に郵便で書類を出す場合
- ア 交付請求書

死亡した外国人に係る外国人登録原票の写し交付請求書は、こちらを使ってください。

→ 【交付請求書】

交付請求書の書き芳は、こちらを見てください。→ 【交付請求書の書き芳】

- ※必要なことを、まちがえないように書いてください。
- イ 本人確認書類(交付請求する人の名前、住所、生年月日がわかるもの)

ざいりゅう 在留カード、特別永住者証明証、運転免許証、健康保険証、個人番号カード(マイ ナンバーカード) などのコピー

- ※健康保険証のコピーは、保険者番号・被保険者などの記号・番号がわからないように、黒いペンで塗ってください。
- ※個人番号カード(マイナンバーカード)は、<u>おもて(名前や住所が書いてある方)だけ</u>コピー してください。
- ※有効期限(カードに書いてある日)を過ぎていないものをコピーしてください。
- ウ 住民票の写し

市役所・女役所などで茁してもらって、そのまま送ってください。

- ※市役所・区役所などで出してもらってから、30 旨の間に出入国在留管理庁に着くように 送ってください。
 - エ 後信用封筒など(出入国在留管理庁から交付請求した人に送る封筒など)

對管に94 円分の切手 (だきい封管は120 円分) を貼って、交付請求する人の住所と名前を書いてください。

レターパックの場合は、切手はいりません。住前と名前を書いてください。

(2蔀 (2つ)、3蔀 (3つ)、もっとたくさんほしいときは、レターパックにしてください。)

- ※出入国在留管理庁から送るのは、ウの住民等に書いてある住所だけです。
- ※「外国人登録原票の写し」の紙が多くなったときは、94円分の切手では送れません。

 お願いすることがあります。

※窓口に取りに来る場合、必要ありません。

- (2) 出入国在留管理庁の窓口に来て書類を出す場合
 - (1)のア、イを持ってきてください。「外国人登録原葉の写し」を送ってほしい人は、 エも持ってきてください。整合に取りに来る場合、エは必要ありません。
- 2. 受付請求できる人 (亡くなった外国人の外国人登録原票を、もらうことができる人)
- (1) 弥園父が恋くなったときの配偶者 (結婚していた父)、弥縁関係だった父 (結婚している父 と簡じように、いっしょに生活していた父)、恋くなった弥園父の祖交 (おじいさん)、祖母 (おばあさん)、尚親 (お父さん・お母さん)、予、蓀 (予の予)、見う第 (お兄さん・おとうと)、姉妹 (お姉さん・いもうと)
- (2) 外国人が亡くなったいに、いっしょに住んでいた人(配偶者の家族など)。
- (3) 法定代理人 (下のアかイの人。(1)(2)の人の代わりができます。)
- ア 交付請求する人が未成年者 (19す以下) の場合 \rightarrow 両親のどちらかができます。
- イ 交付請求する人が成年被後見人(20 す以上で、病気や、自分で考えて何かを決めることができない人)の場合 \rightarrow 成年後見人(30 す以上で、病気や、自分で考えて何かを決めることができない人)の場合 \rightarrow 成年後見人(裁判所が決めた人)ができます。
 - ※法定代理人は、1 (1) アからエのほかに、本人との関係が確認できる書類(芦籍謄本、登記事項証明など)を出してもらいます。なお、窓口に来て書類を出す場合、ウは必要ありません。また、窓口に取りに来る場合、エは必要ありません。

- 3. 受符請求できる期間 (いつからいつまでの外国人登録原葉をもらうことができるか。) 1946年ころから2012年7月8日まで。
- 4. 交待の決定等に要する期間(外国人登録原票を由すまでに荷旨かかるか。)
 出ている。
 出ている。
 は、これにいる。
 は、これにい

※必要な書類が定りなかったり、交付請求書に書いたことがまちがえていると、もっと時間がかかります。

- 5. その他
- (1) 結婚や帰花(外国人から日本人になった。)などで、名請が変わった人は、鯖の名請から今の名請に変わったことがわかる書類(戸籍謄本など)を、笛してもらうことがあります。
- (2) もらいたい外国人登録原票の人が、「全くなっている」ことがわかる書類(戸籍謄本、死亡届、 住民票の除票など)を、出してもらうことがあります。
- (3) さくなった外国人と、交替請求する人の関係がわかる書類(芦葉隆祉、 佐食 食 票 など)を、 出してもらうことがあります。関係は2(1)(2)を見てください。
- (4) 出してもらった書類(皆覚覚の写し、言葉をなど)は遊すことができます。遊してほしい ○たは、紅に「○○(皆覚覚など)を遊してください」と書いて、1(1)の書類といっしょに送ってください。
 - ※亡くなっていることや、関係がはっきりわからないときは、不交付(外国人登録原票が出せない)のお知らせを出すことがあります。
- 6. 交付請求書等の提出先(交付請求書や必要な書類を出すところ)

郵便で送るか、下の場所に茁しに来てください。

提出先(出すところ):出入国在留管理庁総務課出入国情報開示係 【案内図】

住所: = 160-004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F

電話番号: 03-5363-3005

窓口/電話の受付の時間:午前9時から午後5時まで(土・日・祝 日・年末年始はお休み)